



文京区分別収集計画

令和7年6月

文京区

文京区分別収集計画目次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	2
3	計画期間	2
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み（法第8条第2項第1号）	3
6	容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）	3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み（法第8条第2項第4号）	5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	6
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）	7
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）	7
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	8

1 計画策定の意義

文京区では、令和3年3月に令和3年度から令和12年度までの10年間の廃棄物処理の計画を定めた「文京区一般廃棄物処理基本計画（モノ・プラン文京）」（以下「モノ・プラン文京」といいます。）を新たに策定し、計画の中間年度である令和7年度に過去5年間の事業実績と状況変化をまとめ、見直しを行うこととしています。

「モノ・プラン文京」では「区民が安心して暮らせる循環型社会の実現」のため、前計画の基本理念である「リデュース」と「リユース」の2Rを優先する考え方を引き続き踏襲しています。

区収集のごみ総量は、令和3年度以降減少しており、循環型社会の形成に特に重要とされる「リデュース」や「リユース」について区民や事業者の取組も一定程度進んでいるものの、更なる取組を進める必要があります。

私たちは物質的に恵まれた豊かな暮らしを享受していますが、その陰で、大量の食品ロスを生み出し、便利に使われたプラスチックが海洋汚染を引き起こすなど、廃棄物問題が、その恩恵を享受していない人間や人間以外の生物にも影響を及ぼしており、世界的な課題となっています。これらの課題に対応するため、区ではこれまで大部分を可燃ごみとして収集していたプラスチックごみを資源として分別回収する事業を令和7年度から開始し、循環型社会の実現に向けた取組を加速させているところです。

このような背景を踏まえ、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律（平成7年法律第112号。以下「法」という。）第8条の規定に基づき、今後5年間の資源の回収量を見込んだ本計画においても、ごみに混入されている資源物の分別の徹底はもちろんのこと、「排出抑制」＝「リデュース」の考え方を取り入れて算定しており、区民・事業者・区が連携してより一層のごみの減量・資源化の促進と適正処理を推進し、持続可能な「区民が安心して暮らせる循環型社会の実現」を目指すため、区民・事業者・行政のそれぞれの役割や取り組むべき方針を示したものです。

本計画の確実な実現のために、区は排出者である区民や事業者への意識啓発を中心に様々な施策を実施してまいります。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向は次のとおりである。

- 生産・消費活動における発生抑制
 - ・全区民・全事業所に対する発生抑制への取組支援事業を展開する。
- リサイクルの仕組みの整備
 - ・区民の様々なライフスタイルに応じたリサイクルの仕組みを整備する。
- 区民やN P O、事業者との協働
 - ・発生抑制・リサイクルを進めていくためには、区民と事業者の協力が不可欠であるため、区内団体及び区内リサイクル団体、事業者団体などとの協働を図る。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、次の容器包装を対象とする。

- 1 スチール製容器包装
- 2 アルミニウム製容器包装
- 3 無色ガラス製容器包装
- 4 茶色ガラス製容器包装
- 5 その他ガラス製容器包装
- 6 飲料用紙製容器（紙パック）
- 7 P E Tボトル
- 8 その他プラスチック製容器包装
- 9 段ボール
- 10 製品プラスチック

5 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

各年度における文京区での容器包装廃棄物の排出量見込みは次のとおりである。

	(単位: t)				
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	17,943	17,775	17,597	17,308	17,014
製品プラスチック	1,820	1,772	1,722	1,658	1,595

6 容器包装廃棄物の排出の抑制の方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出を抑制するため、次の方策を実施する。

（1）排出者意識啓発計画

① 区民を対象とした啓発活動

- 区報やホームページ等を活用した積極的な啓発活動の実施
- リサイクルイベントや施設見学会等を活用した普及啓発の実施
- 環境教育の取組、児童を対象とした啓発の実施
- リサイクル推進活動表彰の実施

② 事業者を対象とした意識啓発

- 事業用建築物への排出指導に伴う啓発
- 優良排出事業者への表彰の実施
- 再生品の積極的な利用の促進と評価
- 拡大生産者責任（E P R）に基づく取組の働きかけ

(2) 資源・ごみ排出管理計画

① 資源・ごみ集積所管理事業

- 単身世帯及び外国人住民に対する排出マナー指導の徹底
- 集合住宅の管理会社を通じて、入居者、居住者へ資源・ごみの排出ルールを徹底
また、集団回収移行への勧奨

② 事業系廃棄物排出指導事業

- 延床面積が 1,000 m²以上の事業用建築物への排出指導の実施
- 事業者を対象としたリサイクルシステムの実施

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

処理施設の状況、再商品化計画等を総合的に考慮し、分別収集する容器包装廃棄物の種類を次のように定める。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器包装 主としてアルミ製の容器包装	缶
主として ガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他の色のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート (PET) 製の容器であって飲料又はしょう油を充てんするもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの	製品プラスチック

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み(法第8条第2項第4号)

各年度における分別収集対象品目の回収量見込みは次のとおりである。

(単位:t)

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	265		269		273		275		278	
主としてアルミ製の容器	314		316		317		317		317	
無色のガラス製容器	(合計) 1,002		(合計) 1,007		(合計) 1,011		(合計) 1,010		(合計) 1,009	
	引渡量 0	独自処理量 1,002	引渡量 0	独自処理量 1,007	引渡量 0	独自処理量 1,011	引渡量 0	独自処理量 1,010	引渡量 0	独自処理量 1,009
茶色のガラス製容器	(合計) 379		(合計) 381		(合計) 382		(合計) 382		(合計) 381	
	引渡量 379	独自処理量 0	引渡量 381	独自処理量 0	引渡量 382	独自処理量 0	引渡量 382	独自処理量 0	引渡量 381	独自処理量 0
その他のガラス製容器	(合計) 1,045		(合計) 1,050		(合計) 1,055		(合計) 1,054		(合計) 1,052	
	引渡量 1,045	独自処理量 0	引渡量 1,050	独自処理量 0	引渡量 1,055	独自処理量 0	引渡量 1,054	独自処理量 0	引渡量 1,052	独自処理量 0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	15		16		18		19		21	
主としてダンボール製の容器	3,993		4,055		4,117		4,155		4,194	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0									
	引渡量	独自処理量								
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 1,044		(合計) 1,066		(合計) 1,088		(合計) 1,104		(合計) 1,120	
	引渡量 741	独自処理量 303	引渡量 757	独自処理量 309	引渡量 772	独自処理量 316	引渡量 784	独自処理量 320	引渡量 795	独自処理量 325
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの(白色トレイ含む)	(合計) 2,198		(合計) 2,170		(合計) 2,133		(合計) 2,091		(合計) 2,049	
	引渡量 2,198	独自処理量 0	引渡量 2,170	独自処理量 0	引渡量 2,133	独自処理量 0	引渡量 2,091	独自処理量 0	引渡量 2,049	独自処理量 0
製品プラスチック(プラスチック資源循環法に基づく分別対象物)	(合計) 155		(合計) 153		(合計) 151		(合計) 148		(合計) 145	
	引渡量 155	独自処理量 0	引渡量 153	独自処理量 0	引渡量 151	独自処理量 0	引渡量 148	独自処理量 0	引渡量 145	独自処理量 0

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

(1) 特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みについて

- 令和6年度の可燃ごみ、不燃ごみ、資源回収実績及び人口予測結果から今後5年間の排出量を予測
- 予測したごみ量に対してごみ組成割合を乗じ、品目ごとの排出量を算出
- 品目ごとの排出量に対して品目ごとの処理フローを乗じ、分別収集量を算出

(2) 人口予測について

人口は、『「文の京」総合戦略』における「将来人口推計（区独自推計）」のデータを利用して文京区の各年の人口増加率を算出し、令和6年10月1日の住民基本台帳人口にこの増加率を乗じて、令和12年度までの各年度の人口を推計した。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
241,553人	244,852人	248,150人	250,045人	251,940人

※ 外国人を含む

※ 各年10月1日現在

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

容器包装廃棄物の収集は、区が実施する資源分別収集の他、区民団体が中心となって実施している集団回収や公共施設等を活用して行っている拠点回収を併用して、効率的な回収に努めいく。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
缶	スチール アルミ	缶	区による資源分別収集 区民団体による集団回収	民間施設
びん	無色ガラス 茶色ガラス その他ガラス	びん	区による資源分別収集 区民団体による集団回収	民間施設
紙	紙パック	紙パック	公共施設等での拠点回収 区民団体による集団回収	民間施設
	段ボール	段ボール	区による資源分別収集 区民団体による集団回収	民間施設
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	区による資源分別収集 区民団体による集団回収	民間施設
	その他 プラスチック			
	製品プラスチック (※1)	プラスチック資源	区による資源分別収集	民間施設

※1 プラスチック資源循環法に基づく分別対象物

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

当面は、民間企業が有する施設を活用して選別・圧縮・保管を行う。資源化施設の確保については、検討していく。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- 区民等と協働して、清掃事業とリサイクル事業を効果的に推進していくため、区民、区内関係団体等構成員及び学識経験者からなる「リサイクル清掃審議会」において、一般廃棄物処理基本計画に基づき今後の方向性や具体的な施策について検討し、実施していく。
- より広範な区民や事業者の参画を促すため、区内リサイクル団体と共に区民主導の事業を支援していく。
- 区民や事業者の自主的かつ積極的な取組を促すため、区は必要な支援を行っていく。

文京区分別収集計画（第11期）

令和7年6月

文京区資源環境部リサイクル清掃課

東京都文京区春日1-16-21

電話：03-3812-7111（代表）

URL：<http://www.city.bunkyo.lg.jp>